ゼロカーボン北海道ロゴマーク使用基準

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

北海道(以下「道」という。)が作成した「ゼロカーボン北海道ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

(目的)

第1条 ロゴマークは、ゼロカーボン北海道のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用 し、ゼロカーボン北海道の認知度を高めるほか、その実現に資する取組を推進すること を目的とする。

(定義)

第2条 この使用基準において「ゼロカーボン北海道」とは、地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン(人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることをいう。以下同じ。)が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道のことをいう。

(デザインの基準)

第3条 ロゴマークのデザインは、別添「ゼロカーボン北海道ロゴマーク仕様書」に基づく ものとし、使用に当たっては道が提供する画像データを使用し、ロゴマークの一部使用 や変形、色等のデザインの変更は認めない。

なお、使用する媒体、商品、商品パッケージの大きさ等態様に応じ、仕様書に示す文章 との組み合わせができるものとし、文章の内容については、道との協議により変更がで きるものとする。

(申請の事務)

第4条 ロゴマークの使用に関する事務は、北海道環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課(以下「事務局」という。)が行う。

(使用の申請)

- 第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、「ゼロカーボン北海道ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)」を、事務局に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 道または道が構成員となっている組織がゼロカーボン北海道の普及啓発を図ること

を目的に使用する場合

- (2) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録事業者が自身の環境活動において使用する 場合。ただし、営利活動に使用する場合を除く
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (5) その他事務局が申請を要しないと認めた場合

(使用基準)

- 第6条 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。
- (1) ゼロカーボン北海道のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 使用者固有の商標であると誤解を与えると認められるおそれがある場合
- (3)特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 第3条に規定する、「ゼロカーボン北海道ロゴマーク仕様書」に反する使用のおそれ がある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 道が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

- 第7条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、ゼロカーボン北海道の普及啓発に寄与するものとする。
- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、ピンバッジ、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) ゼロカーボン北海道の取組に賛同・応援する企業の商品または商品パッケージ。
- (3) その他、普及啓発が期待できる媒体。

(使用承認)

- 第8条 事務局は、第5条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と 認められる場合は、「ゼロカーボン北海道ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」により 通知するものとする。
- 2 事務局は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「ゼロカーボン北海道ロゴマーク 使用不承認通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第9条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

- 第10条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第5条の規定により使用承認の申請を行うものとする。
- 2 ロゴマークを商品または商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名と して消費者に誤認されないようなデザインとすること。

(使用料及び手数料)

第 11 条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第 12 条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録 及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第13条 事務局は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、 使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第 14 条 事務局は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を 取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

- 第15条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。
- 2 北海道がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品等の品質保証を示すものではなく、商品の表示・安全性に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとする。
- 3 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、事務局は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局に報告するとともに、使用者の責任 において対策を講じなければならない。

(経費等の負担)

第 16 条 道は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る製造等の経費または役務 を負担しない。

(疑義等)

第17条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、 事務局と使用者が協議して定めるものとする。

附則

令和3年(2021年)7月30日制定令和3年(2021年)9月9日改定令和5年(2023年)2月7日改定